

「どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための提言案（事務局案修正版）」に対する
総務省意見

平成 19 年 1 月 26 日

1. 犯罪被害者支援ハンドブックの作成

(1) 基礎的自治体レベルにおける「犯罪被害者支援ハンドブック」の作成及び備付け

(修正案) (赤字部分：事務局案に対する加筆部分、二重取消線部分：削除部分)

そこで、警察署単位で設置されている「被害者支援地域ネットワーク」などの既存のネットワークが中心となり、基礎的自治体である市区町村単位又は警察署単位で、犯罪被害者等の支援を行う際の留意点、当該地域に存する全ての関係機関・団体の支援内容や連絡先等をまとめた「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」を作成し、**すること及び広く支援に必要と思われる関係機関・団体に備付けることを促進し**、その活用を図る必要がある。

(理由及び意見)

- ・ ハンドブックの作成及び地方公共団体を含めた関係機関への備付けについては、地方自治体において犯罪被害者に対し適切な対応をするために有効なものと認識している。
- ・ ただ、小規模な町村においてまでハンドブックの「作成」を促進するのは疑問。その場合、警察署単位で設置されている「被害者支援地域ネットワーク」などの既存のネットワークを目途とした広域の単位でよいのではないか。
- ・ 犯罪被害者等基本法第 5 条において地方公共団体の責務は規定されているが、仮に国が具体的な事務を地方自治体に「義務付ける」こととする場合、法令で当該事務を規定することが必要。したがって、市区町村にハンドブックの作成・備付けを「促進する」との書きぶりにすることが適切である。
また、その際に、必要な経費を地方自治体が負担する場合には、適切に措置をする必要があることにご留意いただきたい。

【内閣府意見】

2 点目の御懸念については、「警察署単位で設置されている…(中略)…既存

のネットワークが中心」という部分に含まれる。つまり、当該項目は、地域レベルでの既存のネットワークによる「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」の作成及び備付けを意味するものであり、市区町村単体での対応を求めるものではない。なお、1点目の御指摘のとおり、住民に身近な小規模の町村であればこそ、そこに居住する町民、村民が犯罪等の被害に遭った場合に「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」により適切な支援を行えるようにすることが、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのために必要であると考えらる。

3点目の御懸念については、国が主体となって「義務付け」たり、「促進する」というものでなく、既存のネットワークが「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」を作成し、備付け、活用することが、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのために「必要である」旨を「提言する」ものであり、本提言を受けて、既存のネットワークを構成する地方公共団体を含む関係機関・団体が適切にその責務を果たすものと考えらる。

よって、原案どおりとしたい。

(2) 都道府県レベルにおける「犯罪被害者支援ハンドブック」の作成・備付け (修正案)

都道府県単位で設置されている「被害者支援連絡協議会」などの既存のネットワークが中心となり、前記基礎的自治体レベルのハンドブックを踏まえ、~~都道府県単位で設置されている~~「被害者支援連絡協議会」レベルでの対応が必要となる際の留意点、関係機関・団体の支援内容や連絡先等をまとめた「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」を作成し、**すること及び**広く地域をまたぐ支援に必要と思われる関係機関・団体に備付け**ることを促進し**、その活用を図る必要がある。

(理由及び意見)

(1)に同じ。

【内閣府意見】

上記(1)意見と同趣旨であり、原案どおりとしたい。

「どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための提言案」に対する総務省意見

平成 18 年 12 月 15 日

1. 犯罪被害者支援ハンドブックの作成

(1) 基礎的自治体レベルにおける「犯罪被害者支援ハンドブック」の作成・備付け

(意見)

- ・ 全国すべての市町村単位でのハンドブック作成は不要ではないか。連絡先以外の対応策等は、ほぼ同様になると見込まれるところであり、女性関連福祉機関、矯正福祉関連機関等の支援機関の所轄エリアを目安に1種類あれば足りるのではないか。
- ・ ハンドブックの作成に要する経費等について、地方公共団体に負担を求めらるのであれば、適切な財政措置が必要。
- ・ 地方公共団体は定員削減を推進しており、地方自治体職員の増加につながらないように留意すべき。
- ・ 地方公共団体にハンドブックの作成を義務付けるものではないことに留意すべき。

【内閣府意見】

犯罪被害者等基本法第5条には、「地方公共団体の責務」が規定されており、地方公共団体は、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされている。また、犯罪被害者等にとっては、被害からの回復のためには、保健医療、福祉、居住、雇用等の広く生活全般に係る支援が必要となるため、犯罪被害者等に一番身近な基礎的自治体である市区町村単位で、ハンドブックを作成し、備え付ける必要があると考える。

(2) 都道府県レベルにおける「犯罪被害者支援ハンドブック」の作成・備付け

(意見)

- ・ 基礎的自治体レベルでのハンドブックとの役割、内容の住み分けをより明確にすべき。
- ・ 地方公共団体にハンドブックの作成を義務付けるものではないことに留意すべき。

【内閣府意見】

犯罪被害者等基本法第5条には、「地方公共団体の責務」が規定されており、地方公共団体は、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされている。また、犯罪等被害の規模等によって、犯罪被害者等に一番身近な基礎的自治体である市区町村単位に加えて、都道府県単位での支援が必要となる場合も考えられることから、都道府県単位でもハンドブック

を作成し、備え付ける必要があると考える。

(3)前記基礎的自治体レベル及び都道府県レベルにおける取組に対する国の援助

(意見)

- ・ 国で作成する「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」は、地域の実情を考慮しなくても良い部分について、固有名詞を記入すれば良いような完成度の高いものを作成する必要がある。

【内閣府意見】

ご指摘を踏まえ、ハンドブック・モデル案を作成することとしたい。なお、ハンドブック・モデル案の作成に当たっては、ご協力いただきたい。

(4)モデル案の内容

(意見)

- ・ 及び は国の「ハンドブック・モデル案」で明確にすることにより、全国標準的な記述でよいと思料。
- ・ 、 の違いが不明確ではないか。

【内閣府意見】

及び については、 は犯罪被害者等に提供すべき情報の項目を列挙しているもので、 は具体的な情報の内容を一覧としてまとめるものであり、実際の支援に際しては、 の一覧を参照し、 の項目に係る情報を提供することを考えている。

2. 関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等に関する情報のガイドラインの作成

(意見)

- ・ ガイドラインは有効。情報提供に当たり、守秘義務違反にならない情報提供の範囲を地方自治体の職員が理解できるようになることが必要。

【内閣府意見】

ご指摘を踏まえ、作成することとしたい。

3. 支援に携わる者の倫理綱領の作成

(意見)

- ・ 法令で服務が定められている公務員にまで当該綱領の適用が必要とは思われない。

【内閣府意見】

どの機関・団体においても適切な支援を行うためには、支援に携わる者が満たすべき倫理綱領が必要であるが、公的機関・団体においては、法令及び職務上遵守すべき倫理、行動規範等が存するところであり、民間の支援団体それぞれにおいても支援に携わる者が満たすべき倫理綱領を作成することが望ましいことから、その旨の修正を行うこととしたい。